

議案第 1 2 号

北本市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部改正について

北本市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を次のように改正する。

平成 3 1 年 2 月 2 0 日 提出

北本市長 現王園 孝 昭

北本市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例

北本市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成 1 5 年条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 4 号ウ中「既存の集落に存するもの」を「現に存する建築物の敷地が既存の集落に存している場合」に改め、同条に次の 1 号を加える。

- (5) 現に存する建築物が建築後 2 0 年を経過していることについて市長の確認を受けた敷地において、当該建築物を除却した後に行う、次のいずれかに該当する建築物の新築
 - ア 除却した建築物と用途が同一の建築物
 - イ 除却した建築物と用途が類似するものとして規則で定める建築物
 - ウ 建築基準法別表第 2（ろ）項に掲げる建築物（除却した建築物の土地が既存の集落に存している場合に限る。）

エ 建築基準法別表第2（ほ）項に掲げる建築物以外の建築物（除却した建築物の土地が一般国道17号に6メートル以上接している場合に限る。）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
（北本市手数料条例の一部改正）
- 2 北本市手数料条例（平成12年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第80号を第81号とし、第25号から第79号までを1号ずつ繰り下げ、第24号の次に次の1号を加える。

(25) 北本市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成15年条例第23号）第6条第5号の規定に基づく敷地の確認の申請に対する審査 除却する建築物の敷地確認申請手数料 申請1件につき6,000円

第2条第2項中「前項第35号の表」を「前項第36号の表」に改め、同条第3項中「第1項第37号の表」を「第1項第38号の表」に改め、同条第4項中「第1項第50号」を「第1項第51号」に改める。

第3条第1項中「前条第1項第50号」を「前条第1項第51号」に改める。

第5条第3項中「第2条第1項第14号から第24号まで」を「第2条第1項第14号から第25号まで」に、「及び都市計画法」を「、都市計画法及び北本市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例」に改め、同条第4項及び第5項中「第2条第1項第35号及び第37号」を「第2条第1項第36号及び第38号」に改め、同条第8項中「第2条第1項第51号から第80号まで」を「第2条第1項第52号から第81号まで」に改める。